

申 請

平成 2 4 年 5 月 2 1 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

千葉県知事
鈴木 栄治

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 3 項に基づく平成 2 4 年 5 月 1 6 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
勝浦市において産出された茶（一番茶以降）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

勝浦市で産出される一番茶以降の茶

2 勝浦市の現在までの検査結果

	品目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
勝浦市	一番茶(荒茶)	勝浦市	H23 6/29	2,300
	二番茶(荒茶)	勝浦市	H23 7/13	810
	一番茶(飲用茶)	勝浦市①	H24 5/15	5.6
		勝浦市②		5.6
		勝浦市③		4.7

(※)

検査地点の選定方法

本県の南東部に位置する勝浦市は、中山間地に位置づけられ、農地は山間谷に広がり、狭隘かつ傾斜の比較的多い地形となっている。

また、市は、4の旧市町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧総野村に属する佐野地区に1製茶業者が連坦した1haで栽培している。

今回は、すべてのほ場を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、摘採する茶期ごとに、勝浦市内の3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である勝浦市における茶の流通は、自らの茶園及び県内他市産の茶をブレンドして、個人得意先向けに販売している。

これまでに、23年産茶については、すべて処分するとともに、24年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや浅刈りを実施している。

自園地以外の生茶葉等について、その安全性を確認した上で入荷することとし、入荷先の記録に加え、販売先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

また、勝浦市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

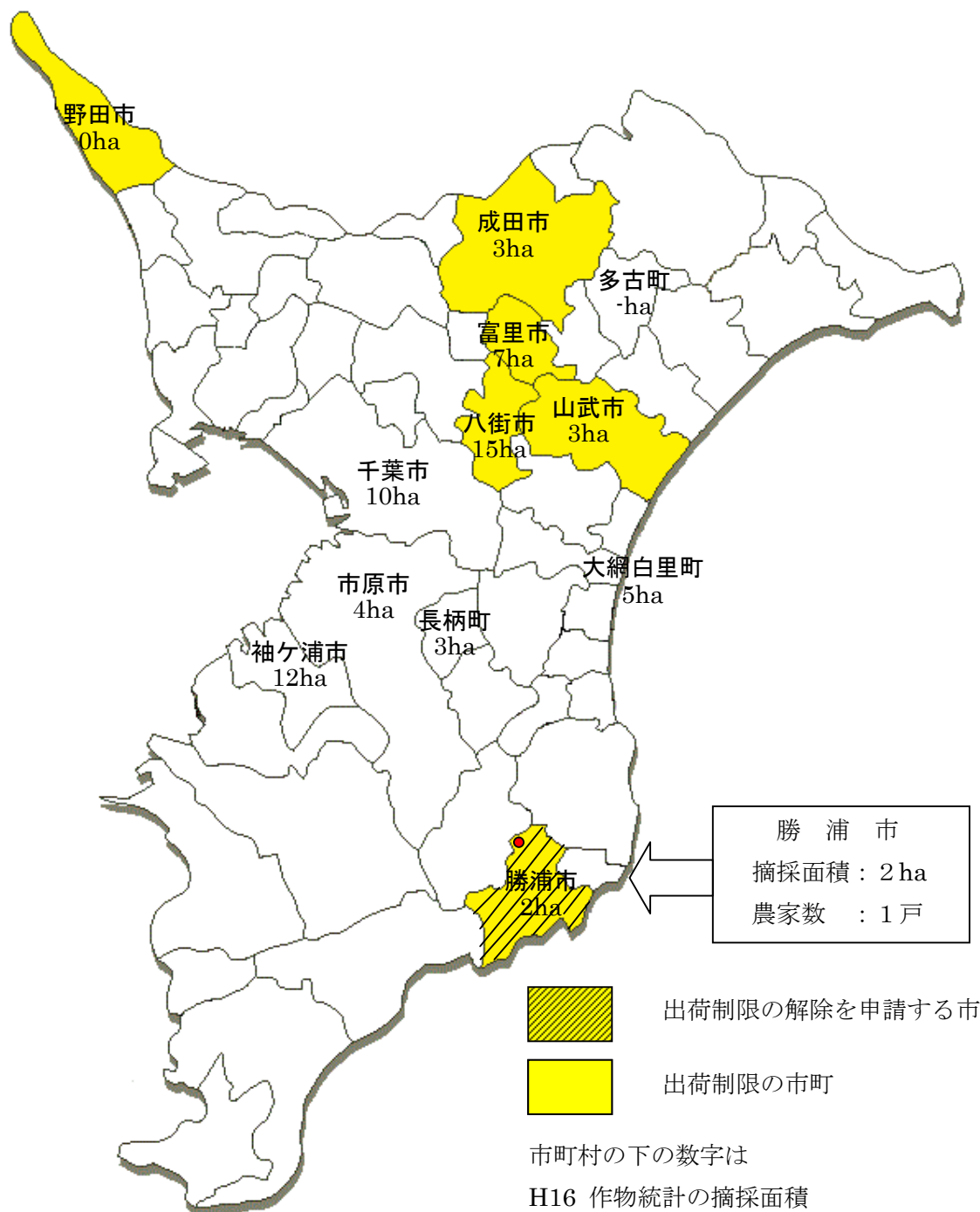
さらに、引き続き出荷制限指示が継続される5市については、これまで同様、生産者に対し、出荷を行わないよう周知する。さらに、茶葉は、県内の製茶工場に出荷されるので、引き続き製茶工場及び製茶工業団体に対して、出荷制限指示が継続される5市の茶葉を扱わないよう周知するとともに、巡回指導により徹底を図る。

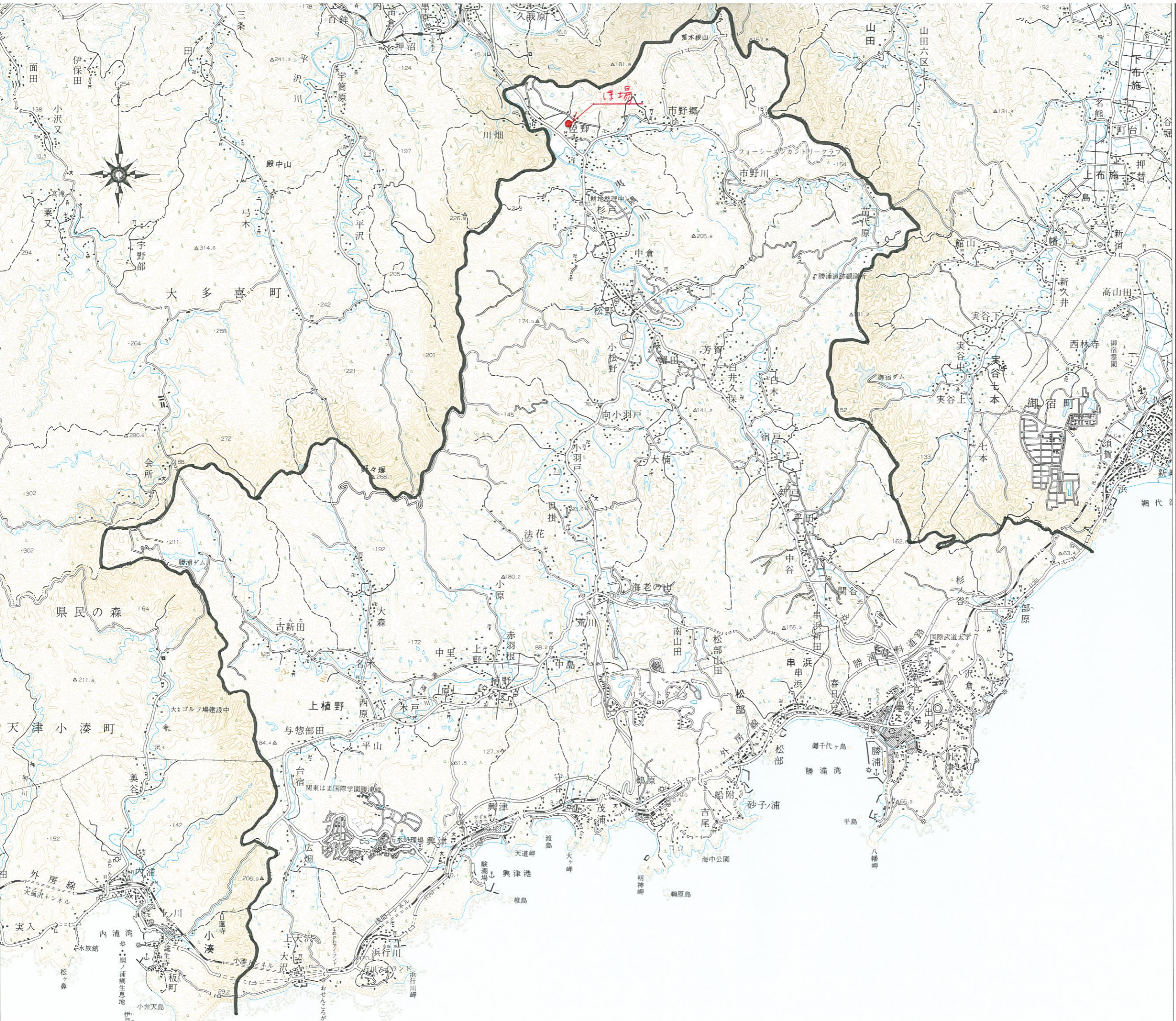
5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請する。

平成24年5月

千葉県における茶の出荷制限の解除申請状況





記号

- トンネル
 - 幅員 13.0m 以上の道路
 - 幅員 5.5m~13.0m の道路
 - 幅員 3.0m~5.5m の道路
 - 幅員 1.5m~3.0m の道路
 - 幅員 1.5m 未満の道路
 - (14) 国道および路線番号
 - 庭園路等
 - 建設中の道路
 - 有料道路および料金所
 - 単線 駅 複線以上
 - (J.R線)
 - (私鉄線)
 - 普通鉄道
 - 地下鉄
 - トンネル
 - 地下鉄および地下鉄道
 - 特殊軌道
 - 路面の鉄道
 - 築
 - (J.R線) 建設中または運行停止中の普通鉄道
 - 橋および高架部
 - 切取
 - 盛土部
 - 送電線
 - 石
 - 市界
 - 町界
 - 市界、東京都区界
 - 町界、村界、指定都市の区界
 - 特定地区界
 - 種生界
 - △52.6 三角点 △124.7 標石のある標高点
 - 21.7 水準点 △125 標石のない標高点
- (小) (大)
- 建物
 - 中高層建物
 - 中高層建築物
 - 温室 畜舎
 - タンク等
 - 立体交差
 - 墓地
 - 道路の分離帯等
 - 樹木に囲まれた空地等
 - 湿地
 - 堤防
 - 防波堤
 - 砂れき地
 - 干がた
 - 岩
 - 磯岩

千葉県 勝浦市